

議案第20号

飯能市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

飯能市水道事業給水条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第33条第2項ただし書及び第39条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
(給水装置の新設等の申込み)	(給水装置の新設等の申込み)
第4条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。	第4条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
2 省略 (給水装置の基準違反に対する措置)	2 省略 (給水装置の基準違反に対する措置)
第33条 省略	第33条 省略
2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
3 省略 (過料)	3 省略 (過料)
第39条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を	第39条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を

科することができる。 (1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) 省略	科することができる。 (1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者 (2)～(4) 省略
---	---

第二章第三節中第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

(食品衛生基準審議会)

第五条の三 食品衛生基準審議会は、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 食品衛生基準審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、食品衛生基準審議会の組織及び委員その他の職員その他食品衛生基準審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(处分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの（以下「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対ししてその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもの（以下「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機関に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対ししてされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの（以下「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機関に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対しして申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対ししてその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもの（以下「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機関に対ししてその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもの（以下「新法令」という。）の相当規定により従前の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第五条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(毒物及び劇物取締法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三條（見出しを含む。）

二 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十号）第九条第四項、第十一条第四項、第十三条第四項、第十四条第二項、第二十六条第五項、第二十七条第四項及び第三十条（見出しを含む。）

三 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百二十二号）第四条第三項

四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）第十七条第二項

五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）第九十二条第一項

六 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条 第二十四条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第四条第三項中「水道法」の下に「昭和三十二年法律第二百七十七号」を加える。

(食品安全基本法の一部改正)

第九条 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第七号中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

内閣総理大臣	岸田 文雄
財務大臣	鈴木 俊一
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	野村 哲郎
経済産業大臣臨時代理	國務大臣
國務大臣	岡田 直樹
国土交通大臣	齊藤 鉄夫
環境大臣	西村 明宏

三 第十三條第三項に規定する人の健康を損なつおそれのないことが明らかである物質又は人の健康を損なうおそれのない量を定めること。
四 第十八条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する基

五 第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めること。

六 第十九条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む）に規定する表示につれての基準を定めること。

第七十二条第一項中「第七十条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣」を「厚生労働大臣

臣は第七十条第一項各号に掲げる行為をしようとするとき」に改め、同条第二項中「第十九条第三項（第六十八条第一項において適用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めよう

を「第七十条第二項各号に掲げる行為をしよう」に改め、同条第三項を次のよう改める。

原生分野大臣は、必要があると認めたときには、内閣総理大臣に申し述べて、第七十一条第一項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。

第七十二条に次の二項を加える。

ける行為をすることを求めることができる。

第七十三条中「必要な情報交換」を「第八条第一項及び第六十三条第五項の規定による報告の内容その他の必要な情報の交換」に改める。

（食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律の一部改正）

つに改正する。

附則第二条の二 第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、

臣に改め、同条に次の二項を加える。

食品衛生法第七十一条第二項及び第三項の規定は第一項の規定による除菌について準用する。食品衛生法第八十条第三項の規定は、第一項から第四項までの規定並びに前項において準用す

同法第七十二条第二項及び第一項の規定による内閣總理大臣の権限について準用する。

「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び

第五項中「衛生勞働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

及び消除について、同条第三項の規定は第一項の規定による作成について、それぞれ準用する。

同法第七十二条第二項及び第二項の規定による内閣総理大臣の権限について準用する。

水道法の一部改正
三條 水道法（昭和三十二年法律第二七七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「環境

第五条第四項中「厚生労働省令」を「国土交通省令（前条の規定による水質基準に適合する浄水省令）」に改める。

を得るために、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・規則(省令)に定めることとする。

現地名等】に改める。

第五条の三第五項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第八項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第四項第八号及び第五項第八号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第九条の見出しを「認可の期限又は条件」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に、「附する」を「付する」に改める。

第十条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「届け出で」を「届け出て」に、「厚生労働省令」を「環境省令」に、「水質検査及び」を「水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより」に改める。

第十四条第三項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第六項及び第七項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十六条の二第三項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十条第一項中「厚生労働省令」を「環境省令」に改め、同条第三項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十条の八第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十条の九中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十条の十第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十条の十一から第二十条の十三までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第二十条の十四中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第二十二条の二第一項、第二十二条の三第二項、第二十二条の四第一項及び第二十二条の四第二項及び第二十二条の五第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十四条の三第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十四条の四第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十四条の五第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第三項第十号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十四条の六第二項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改め

参考

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律を「」に公布する。

御名 御璽

令和5年5月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

(抜粋)

法律第三十六号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

(食品衛生法の一部改正)

第一条 食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項から第四項までの規定中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。

第八条第一項中「が薬事・食品衛生審議会」を「及び内閣総理大臣が食品衛生基準審議会」に、「第七十条第一項」を「第七十条第五項」に改める。

第九条第一項及び第三項中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。

第十二条並びに第十三条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食

品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める。

第十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十七条第一項中「薬事・食品衛生審議会」を「厚生科学審議会」に改める。

第十八条第一項及び第三項ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生

審議会」を「食品衛生基準審議会」に改める。

第二十一条中「厚生労働大臣及び」を削る。

第四十八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十八条第一項中「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。

第七十条第一項を次のように改める。

厚生労働大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めることがないとまがなときは、この限りでない。

一 第六条第二号ただし書(第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めること。

二 第七条第一項から第三項までの規定により販売を禁止し、又は同条第四項の規定により禁止の全部若しくは一部を解除すること。

三 第十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項又は第五十四条の厚生労働省令を制定し、又は改廃すること。

四 第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、又は変更すること。

五 第五十条第一項に規定する基準を定めること。

第七十条第三項中「厚生労働大臣」の下に「又は内閣総理大臣」を、「第一項ただし書」の下に「又は第二項ただし書」を削り、「指針」を「第八条第一項の規定により指定成分等を指定しようとするとき、及び指針」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めることがないとまがなときは、この限りでない。

一 第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めること。

二 第十三条规定(第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む)に規定する基準又は規格を定めること。